

索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関する ガイドライン



2020 年 10 月 29 日
株式会社みなみあいづ

会津高原たかつえスキー場
会津高原だいくらスキー場
会津高原南郷スキー場

索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

1. 具体的な感染拡大予防について

- (1) お客さまに気持ちよく楽しんでいただくために、すべてのお客さまに次のことをお願いいたします。
 - ① 乗車待ちの列にいる場合には間隔をあけてお並び下さい。
 - ② 飛沫防止のため乗車中もしくは近くに他のお客さまやスキー場係員等がいる場所では、マスク・ネックウォーマーまたはフェースシールド及び手袋（以下、「マスク等」という）の着用をお願いいたします。
 - ③ 乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにして下さい。また、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままお座り下さい。
 - ④ 混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解下さい。
- (2) 索道施設
 - ① 特殊索道
 - ア. 改札係員・乗客係員はマスク等を着用のまま作業いたします。
 - イ. 運行中は危険を伴うため、運行終了後に落下防止バー等の消毒をいたします。
 - ② 券売所
 - ア. チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置いたします。
 - イ. チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをいたします。
- (3) 屋内施設（売店・付帯施設等）について
 - ① 施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備いたします。
 - ② 座席の間隔については一定の距離を確保いたします。
 - ③ レジには飛沫防止シート（アクリル板等）を設置いたしております。
 - ④ 提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努めます。
 - ⑤ お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をいたします。尚、トイレのハンドドライヤーは停止とさせていただきます。
- (4) 冬季営業でのパトロール隊について
 - ① パトロール隊員は常にマスクを携行し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用いたします。
 - ② 負傷者の搬送で使用した救助ボート類は搬送後、消毒いたします。

2. 従業員に関する対策

(1) 健康確認

- ① 従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認いたします。特に券売所係員・改札係員については始業前点呼時において確認を徹底いたします。
- ② 従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、①を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むよう指導いたします。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させます。
- ③ 自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認いたします。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示いたします。

(2) 勤務

- ① 索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、定期的な手洗い・手指消毒を徹底いたします。
- ② 勤務中の従業員はマスクを着用いたします。ただし、気温や湿度が高くなる場合においては、接客の有無やそれぞれの業務の状況（対人距離、業務負荷、周辺環境等）を踏まえた熱中症予防にも留意した対応をとるものといたします。
- ③ 建物内（個別の部屋含む）の換気に努めます。
- ④ 送迎車両による通勤の場合マスク着用と窓を開け感染予防に努めます。
- ⑤ 他人と共有する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をいたします。
- ⑥ 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるように、作業空間と人員配置について最大限の見直しをいたします。
- ⑦ 朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにいたします。

(3) 休憩施設・備品等の取扱い

- ① 休憩室・食堂を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を励行いたします。
- ② 休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこなう、2メートルを目安に、できるだけ距離を確保するよう努めるなど、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底に努めます。
- ③ 食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなど2メートルの距離をできる限り確保するように努めます。
- ④ トイレではハンドドライヤーの利用を止め、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させます。
- ⑤ 共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒いたします。

(4) 従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ① 従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動内容を促します。このため、これまで新型コロナウイルス感染予防対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』を周知するなどの取り組みを行います。
- ② 患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者その家族児童等の人権に配慮いたします。
- ③ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることがないように、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行います。

(5) 感染者が確認された場合の対応

- ① 保健所・医療機関の指示に従います。
- ② 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告いたします。
- ③ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討いたします。
- ④ 感染者の人権に配慮し個人名が特定されないことがないように留意いたします。
- ⑤ 衛生管理責任者または安全衛生推進者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聴き取り等に協力いたします。

※ 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。
※ その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出しているガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に努めております。